

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和44年2月に国民年金に加入し、同年10月から厚生年金保険に加入していたが、45年10月の結婚を契機にA市へ転居し、同時に同市で国民年金保険料を納付していた。

平成19年にねんきん特別便が送られてきて、私の納付記録を確認したところ、申立期間については未加入期間と記録されていた。

私は、申立期間に係るA市の領収証書を所持しており、社会保険事務所(当時)に出向いたところ、納付された国民年金保険料は、昭和46年4月1日に資格を喪失したとなっていることから還付されているとの説明を受けた。

しかし、私は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、今までに保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA市発行の領収証書を所持しており、その領収日付から申立期間の国民年金保険料は、同市で、現年度納付されたことが確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者検認台帳を見ると、申立期間の保険料は現年度納付済みと記録されていることが確認できる。

日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「申立人に係る特殊台帳の昭和46年度納付記録欄に、納付済みから未加入への訂正した事跡があり、資格得喪記録欄に昭和46年4月1日に資格を喪失の事跡があることから、申立人の国民年金保険料については、納付後に同年4月1日にさかのぼって資格の喪失処理されたものと推定でき、納付された保険料はすべて還付処理されたも

のと考えられる。」と説明しているが、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者検認台帳には、申立期間の保険料が還付されたことを示す記録が無い。

また、申立人が昭和46年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらず、還付理由が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の還付を受けたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

20歳のころ、実家のあるA市で国民年金に加入し、国民年金保険料を納め始めた。昭和46年2月に転居したB市では住み込み先の店主の奥さんにお金を渡し保険料を納めてもらっていた。

昭和47年4月に転居したC市では国民年金保険料を納めていない期間もあったが、住民票をもらいにC市役所に行ったとき、「あなたは、国民年金保険料を納めていないので、納めないと住民票は出せません。」と言われ、1年又は2年ぐらいいさかのぼって保険料を納めて、その領収書を持って行き住民票を出してもらったことがある。このようなことが2回又は3回あったと思う。結婚後は、夫婦二人分の保険料は私が納めていた。

督促が届いた記憶もあるが、必ず納めているので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月にC市に転居してからは、国民年金保険料を納付していない時期もあったが、市役所で「国民年金保険料を納めないと住民票を発行することはできない。」と言われ、さかのぼって保険料を納めたことが2回又は3回あったと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年度及び48年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、印紙検認台紙も切り取られていないことが確認できることから、C市の保険料納付方式は49年度までは印紙検

認方式であったことから、申立人は47年度及び48年度の保険料を現年度納付していなかったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、特殊台帳から、申立期間①直後の昭和49年4月から50年3月までの保険料を同年5月に過年度納付していることが確認できるところ、過年度納付した時点で、申立期間①のうち、47年4月から同年12月までの保険料は時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立期間①のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、特殊台帳を見ると、申立期間②の昭和50年度欄及び申立期間③の53年度欄に催告がされた記録があり、申立人は度々納付が滞っていたことがうかがえる上、申立人はさかのぼって保険料を納付した時期及び保険料額の記憶が定かでない。

加えて、申立人は、C市役所で住民票の発行を依頼した際に、「国民年金保険料を納めていないので住民票は発行できない。」と言われ、さかのぼって保険料を納付したと陳述しているが、C市に照会したところ、「国民健康保険なら未納があると健康保険被保険者証を発行できない場合もあるが、国民年金保険料を納めていなくて住民票が発行できないことはない。」との回答があったことから、申立人の主張する申立期間①及び②の保険料納付は国民健康保険料の納付であったことも否定できない。

しかし、申立期間③について申立人の妻の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、特殊台帳から、昭和54年12月に申立期間③に係る53年11月から54年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、申立人は、同年3月に結婚してからは自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと陳述している上、特殊台帳から申立期間③の保険料を催告した記録が確認できることから、催告を受け過年度納付にかかる納付書を受け取った申立人が、妻の保険料と同じように申立期間③の保険料を納付したものとするのが自然である。なお、申立人の元妻は、オンライン記録上、当該期間の53年4月から同年8月までは厚生年金保険に加入している上、同年9月及び同年10月は国民年金未加入期間となっていることから、制度上、過年度納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

昭和36年4月から夫婦で国民年金保険料を納め始めた。国民年金の加入手続及び保険料納付のほとんどは夫が行っていた。夫は60歳到達まで継続的に保険料を納付しており、私の保険料も同じように納めてくれていた。仕事が忙しく、まとめて保険料を納付した期間もあったが、夫は必ず納めてくれていた。

20年以上も前のことなので領収書は残っていないが、必ず納めているので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から夫婦で国民年金保険料を納め始め、60歳到達まで夫が保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、国民年金の被保険者資格を取得した昭和36年4月から60歳到達までの保険料は、申立期間以外に未納が無く、夫婦の保険料納付を行っていたとする申立人の夫の納付記録を見ても、同年4月から60歳到達までの保険料を完納していることが確認できることから、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和56年2月から57年3月までの国民年金保険料を同年9月に、同年4月から申立期間直前の59年3月までの保険料を同年10月に、それぞれ過年度納付していることが確認できる上、オンライン記録から、申立期間に続く60年1月から同年3月までの保険料も過年度納付の記録となっていることが確認でき、申立人及びその夫の納付意識の高さ踏まえると、申立期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

夫の住んでいた市では、国民年金制度が始まったころ、役所の指導のもと、20歳以上の市民は全員国民年金に加入し集金が行われていた。

夫は母に給料を全部渡し、年金のことも頼んでいた。

申立期間以外は国民年金保険料の納付又は免除の申請をしており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が20歳になったころ国民年金に加入し、申立人の母親が国民年金保険料の納付又は免除手続をしていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和36年10月から60歳到達までの保険料について、申立期間を除き納付済み又は申請免除となっていることがオンライン記録から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も、未納期間が無いことがオンライン記録から確認できる上、母親自身が申請免除となっている期間も申立人の保険料を納付しており、母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間前の昭和37年度及び38年度の国民年金保険料が申請免除されていることから、申立期間についても申請免除されていたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は昭和 39 年 6 月から 49 年 12 月までの期間を A 市に居所を変更した記録が確認できるが、昭和 47 年度から使用されていたと考えられる特殊台帳にはその記録が無く、B 市の国民年金被保険者連名簿からは、申立期間の 39 年度は不在者処理と記録されていることが確認できるものの、申立期間後の 40 年度から 45 年度までの国民年金保険料を B 市で納付したことがうかがえる。これらのことを踏まえると、申立人が申立期間である 39 年度の年度当初に行ったと考えられる免除申請に対する承認通知が行われるころには、転居のため申立人の所在が確認できず、免除の記録が抜け落ちた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

大阪国民年金 事案 4666

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

昭和53年に義父が亡くなり、夫が家業を継ぎ事業主となったため厚生年金保険を脱退し、私がA市B支所で夫婦の国民年金の加入手続をした。以後、集金人に、夫の分と一緒にずっと国民年金保険料を納付してきた。納付した際の領収証は残っていないが、事業の経営も順調で、生活に大きな変化も無かったのに夫の申立期間の1年だけが未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和53年4月ごろ、A市役所の支所で夫婦の国民年金の加入手続をし、以後、口座振替による納付を開始した57年4月の前月分までの夫婦の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、納付状況を見ると、申立期間及び厚生年金保険被保険者である期間を除き同年4月から60歳到達までの国民年金保険料が納付済みとされていることがオンライン記録から確認できる。

また、申立期間後の昭和57年4月からの国民年金保険料は口座振替により納付していることが市の被保険者名簿から確認でき、この口座振替の手続が行われた時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後を通じて、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から41年8月まで
② 昭和43年2月から45年3月まで

私は昭和48年4月に結婚するまでの間、国民年金に関する一切のことは、母親に任せており、母親は、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたはずである。母親が既に亡くなっており、納付をめぐる詳細は定かではない。しかし、婚姻まで私の収入で家計を支えており、母親の性格上、私から給料袋を預かりながら、自身の保険料だけ納付し、私の分を納付しなかったとは考え難く、特に43年以降は、経済的な余裕があったので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付を行ったとする母親のオンライン記録によると、母親は、昭和36年4月から46年8月までの保険料について、完納していることが確認でき、国民年金に係る納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月20日に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続がなされたものと推認でき、加入手続時点から、申立期間②のうち同年4月から45年3月までの国民年金保険料は、母親の保険料と一緒に定期的に集金人に納付することは可能な期間であり、納付意識の高い母親が納付した可能性は否定できない。

一方で、加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は既に時効の成立により納付できない期間になっているほか、申立期間②のうち、昭和43年2月から44年3月までの保険料については、過年度納付期間になり、定期

的に集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、加入手続以前の申立期間に係る納付状況は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年3月まで
国民年金への加入については、結婚をした昭和46年11月か、あるいはその翌月に、夫がA市B区役所で手続をしてくれたと思う。
手続時に、夫が、区役所職員から、今なら特例ですべて納付できるということを知り、後日、郵便局で、納付してくれたはずである。
また、兄も夫に勧められて、同様に特例納付をしているはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続をした時期に、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和46年12月17日に払い出されており、当時は第1回特例納付実施期間中に当たっている。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料について、すべて現年度納付している上、平成4年11月から60歳到達時までの期間については、国民年金基金に加入するなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の夫は、特例納付に係る保険料として、3万円から5万円の範囲内の金額を納付したとしているところ、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額は、合わせて3万8,250円となり、金額もおおむね一致する。

加えて、申立期間当時、申立人の夫は、その父親が手広く経営する家業に後継者として従事していたことから、金銭的にも十分に納付する余裕があったとしている。

このほか、申立人の兄は、i) 夫婦から、申立人が7年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと聞かされていたこと、ii) 申立人の夫から、自身の過去の未納保険料についてもさかのぼって納付するよう強く勧められたが、その当時は金銭的に余裕が無く、あきらめたこと、iii) 申立人の夫の勧めをきっかけとして、数年後に手持資金の範囲内でさかのぼれる分について、自分たち夫婦も特例納付したことを具体的に証言しているところ、申立人の兄夫婦の特殊台帳を見ると、第3回特例納付実施期間中の昭和55年6月30日に、兄については、45年4月から49年3月までの保険料を特例納付し、兄の妻については、51年1月から同年3月までの期間及び同年7月から52年3月までの期間の保険料を特例納付していることが確認でき、陳述内容と符合している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで
② 昭和37年7月から同年12月まで

申立期間当時、病気で自宅療養していたので、母が、将来のことを考えて私の国民年金の加入手続をしてくれた。

加入手続後から昭和44年4月に結婚するまでの期間の国民年金保険料については母が納付してくれており、加入当初は、3か月ごとに300円を自宅に来た女性集金人に納付してくれていたはずである。

昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料は、当初未納とされていたが、当該期間の領収書を所持していたことに伴い、年金記録が訂正された。

申立期間について、具体的なことは分からないが、母が納付してくれているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和39年8月26日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、納付記録が始まる昭和37年4月以降、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間②直前の昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については納付済みとなっているが、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、過年度納付したものと考えられる。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間②直後の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料について、当初は未納とされていたものの、申立人が当該期間の領収証書を所持していたことから、平成21年6月9日に納付済みに訂正されており、納付記録の管理が適正に行われていなかったこともうかがわれる。

このほか、申立期間②は6か月と短期間である上、納付の意思を持って申立人の加入手続きを行い、過去の未納保険料の解消も図ろうとした申立人の母親が、3か月分のみを過年度納付し、同様に過年度納付可能な申立期間②の国民年金保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年8月26日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間①の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、当該期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年7月21日及び47年7月27日）及び資格取得日（昭和44年8月15日及び47年11月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和44年7月は4万5,000円、47年7月から同年10月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月21日から同年8月15日まで
② 昭和47年7月27日から同年11月3日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、退職することなく継続してA社に勤務していた。

申立期間②は、A社を解雇されていた時期であるが、昭和49年*月に和解が成立し、協定が締結されてこの期間の勤務が認められ、未払い賃金の支払いも受けた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月21日に資格を喪失後、同年8月15日に同社において資格を再取得しており、同年7月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、元従業員のうち二人は、「当該未加入期間も変わらず、B業務従事者

として勤務していた。申立人も同様である。勤務内容及び給与額に変化は無かった。」と陳述している。

さらに、別の元従業員一人は、「あっせん業者を通じて入社したが、申立期間当時にA社の専属B業務従事者に切り替わった。」と陳述しているところ、申立期間に加入記録の有る元従業員は、「自分は、あっせん業者を通じずに直接雇用された。」としていることから、B業務従事者の転籍に係る手続に際して、資格の取得日及び喪失日の誤りが生じたことも考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年8月15日に厚生年金保険の資格を再取得し、47年7月27日に資格を喪失後、同年11月3日に同社において資格を再取得しており、同年7月から同年10月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された記録によれば、申立人は、昭和47年7月26日に、ほかの従業員12人と共にA社を解雇されているが、解雇は無効であるとする地方裁判所による仮処分の決定及びその後の同社との和解により、49年2月15日まで同社に勤務し、同日付けで同社を退職したとされているところ、雇用保険の記録を見ても、申立人は、申立期間も雇用保険に継続して加入していることが確認できることから、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、前述の和解において交わされた協定書を見ると、「A社は、昭和49年2月15日までの健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、所得税及び市民税その他一切の公租公課金について、会社負担金はもちろん、労働者負担金について、会社が一切の支払いをなすとともに、その事務処理を行うものとする。」とされ、さらに、「A社は、退職金及び解決金として、5,000万円を昭和49年2月15日限りC組織に一括して支払うものとし、各組合員に対する配分については、同組織が一切を行う。」と約されている。しかし、前述の記録によれば、A社は和解に至るまで申立人に対し給料の支払いを行っておらず、そのために申立人は自己が負担すべき厚生年金保険料の控除も受けられないままに経過していたところ、当該和解により、同社が既往にさかのぼって厚生年金保険料(会社負担分及び労働者負担分)を社会保険事務所に納付することとその手続をとることとなり、併せて解決金等の支払いが定められていることから、当該解決金等の算定に当たっては、申立人に支払われるべき未払い給与及びそこから申立人が本来負担すべき厚生年金保険料の控除が含まれていると考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年7月及び47年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは59万円、同年7月から同年9月までは56万円、同年10月から9年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から9年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。当時の給与額は約65万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは59万円、同年7月から同年9月までは56万円、同年10月から9年4月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年5月1日（申立人も同日付けで被保険者資格を喪失。）より後の同年5月16日付けで、4年10月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、雇用保険の離職時賃金日額から、申立人は、申立期間の一部である離職時前6か月間の期間において、当該遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に相当する給与を事業主により支給されていたことが推認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる時に被保険者資格を喪失しているほかの4人の従業員（申立人を除く。）も、申立人同様に、平成4年10月に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を引き下げられていることがオンライン記録で確認できるところ、社会保険事務所の滞納処分票等の記録により、申立期間

当時、A社において、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、事業主及び元役員の陳述並びに商業登記の記録から、申立人は、A社において経理担当の常務取締役であったことが確認できるが、上記の滞納処分票の記録及び事業主が「私が社会保険事務所に出向いて遡及訂正の手続を行った。」と陳述していることから判断すると、申立人は当該遡及訂正処理に関与しておらず、関知もしていなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について4年10月1日にさかのぼって標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理は有効な記録訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（平成4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年6月までは59万円、同年7月から同年9月までは56万円、同年10月から9年4月までは59万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月27日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和28年8月27日）及び資格取得日（昭和28年9月21日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年2月29日まで
② 昭和28年8月27日から同年9月21日まで
③ 昭和41年11月2日から43年1月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B工場及びC社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②については、中学校を卒業した昭和26年4月1日にA社に入社し、31年1月1日まで継続して同社B工場に勤務したのに、勤務開始時の10か月間と勤務途中の1か月間の加入記録が無い。

申立期間③については、前職退職後すぐの昭和41年11月2日から、C社に勤務したのに、最初の14か月間の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、申立人は、A社B工場において昭和27年2月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年8月27日に資格を喪失後、同年9月21日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る複数の同僚が、申立人は申立期間も同社で継続して勤務していたと陳述しており、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚のうち二人は、「申立期間当時のA社B工場の状況について特段の変化は無かった。」としており、申立人の申立期間における勤務形態及び業務内容についても、特段の変化は無かったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和28年7月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人と同期入社であったとする同僚が、申立人は昭和26年4月1日ごろにA社に入社したと陳述していることから判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立人に関する関係資料を保存していないことから、申立期間の保険料控除については不明であると回答している。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が中学校の同級生でA社への入社も同期であったとする者は、申立人とほぼ同時期の昭和27年3月2日に、前述の同期入社であったとする同僚も、26年10月30日に被保険者資格を取得している。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、生年月日から申立人と同期入社であったと考えられる10人は、昭和26年10月30日から27年3月26日までの期間中に資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③については、申立人及び申立期間当時のC社の事業主の子である申立人の義弟が、「申立人は、父が事業主であるC社で勤務するため、前の職場を退職した。」と陳述していることから判断して、申立人は、昭和41年

11月1日に前職場を退職後すぐにC社で勤務し始めたと考えられ、申立期間に同事業所で勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡し、前述の義弟は申立期間当時のことは分からないとしていることから、申立人に係る申立期間の保険料控除について確認することができない。

また、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月30日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和52年3月30日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により、昭和44年8月と52年3月の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、昭和44年8月はC社で、52年3月はA社D支店で勤務し保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の在職証明書、雇用保険の記録及び申立人から提出された昭和52年分の給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社D支店（厚生年金保険はA社B支店で適用）から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間となるはずであると主張している。

しかし、雇用保険の記録における離職日、厚生年金基金加入員証に記載された資格喪失日及び昭和44年分の源泉徴収票に記載された退社日から判断すると、申立人がC社を退職した日は同年8月30日であると考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和44年8月31日となり、申立人の主張する同年8月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月19日から36年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、昭和35年10月に入社し、約1か月間B市で勤務した後C市へ異動した。申立期間は、C市にある社長の親類宅をD業務拠点として、一人でD業務を行っていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の退職に伴い後任としてC市へ異動した同僚及び同社のC市における業務の責任者であり、D業務拠点として住居の一部を提供していた者は、いずれもC市での勤務期間も同社において被保険者記録の有ることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月3日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和41年3月8日にA社C支店へ入社後、支店間への異動はあったが、現在に至るまで継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の異動歴記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社C支店において継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社C支店から同社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年10月の定時決定に係る社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社に商号変更）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月25日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社で勤務していた期間のうち、昭和38年3月及び同年4月の加入記録が確認できなかった。給料支払明細書から保険料控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給料支払明細書等により、申立人は申立期間も同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月及び同年4月の給料支払明細書で確認できる給与支給額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、B社は平成20年2月1日に解散し、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月1日から52年1月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年10月1日）及び資格取得日（昭和52年1月10日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から同年8月6日まで
② 昭和51年10月1日から52年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社及びC社に継続して勤務していた申立期間①の記録が無いとの回答をもらったが、当該期間は間違いなく両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に継続して勤務していた申立期間②の記録が無いとの回答をもらったが、当該期間は間違いなく同事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和50年5月12日に厚生年金保険の資格を取得し、51年10月1日に資格を喪失後、52年1月10日に同事業所において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚10人に照会し、2人から回答を得たところ、いずれも、「申立人は、F支店及びG支店においてD職として継続して勤務し、保険料も

給与から控除していた。同事業所において厚生年金保険は本社で一括適用していた。E職以外の従業員は全員が厚生年金保険に加入していた。なぜ、空白期間が生じてしまったのか不明であるが、人事記録が無いため正確な異動状況は確認できないものの、両支店間を行き来する間に事務過誤により資格を喪失してしまったのかもしれない。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年9月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、複数の同僚の陳述から、申立人が昭和43年3月ごろにB社で勤務していたこと及び同社入社の数か月後にC社に異動したことが推認される。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は無いものの、厚生年金保険については、新卒入社した者については直ちに加入させていたが、中途入社した者については試用期間終了後に加入させていた。」としているところ、同職種の先輩で中途入社の同僚は、「私は、昭和42年10月に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は4か月後となっている。」旨陳述している。

また、申立人は、B社入社の数か月後に関連会社のC社に異動したとしているところ、別の同僚は、「申立人と同時期にB社に中途入社し、同時期にC社に異動した。」としているが、同人についても、申立人と同様にB社における被保険者記録は無く、異動したC社が適用事業所となった日に資格を取得していることが確認できることから、中途入社の申立人についても、入社4か月間は試用期間であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、採用担当者及び先輩社員である二人の名前を挙げているところ、一人は既に死亡しており、もう一人は連絡先不明のため、申立人に係る勤務実態及び保険料控除について確認ができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した12人

に照会し、7人から回答を得たが、いずれも申立人に係る保険料控除について確認することができなかった。

一方、申立人は、B社入社の数か月後に、新規設立の関連会社であるC社に異動したとしていることから、B社及びC社双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、C社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している87人のうち65人がB社から異動していることが確認でき、当該65人全員が、B社における被保険者資格を昭和43年6月1日に喪失しており、C社が適用事業所となった日の同年8月6日に被保険者資格を取得するまでの期間の被保険者記録が無い。

そこで、B社からC社に異動し、所在の判明した10人に照会し、3人から回答を得たが、昭和43年6月及び同年7月の保険料控除について記憶の有る者はいなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成5年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、6年1月は36万円、同年2月は34万円、7年1月から8年1月までの期間及び同年3月から9年9月までの期間は26万円、同年10月から12年6月までの期間は36万円、同年7月から15年3月までの期間は38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月から16年11月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から16年12月1日まで

私は、平成3年4月3日から16年11月30日まで、A社に勤務していた。申立期間の給与明細額と社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額が相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及びA社から提出のあった給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年9月は34万円、同年10月は36万円、同

年11月は34万円、同年12月は32万円、6年1月は36万円、同年2月は34万円、7年1月から8年1月までの期間及び同年3月から9年9月までの期間は26万円、同年10月から12年6月までの期間は36万円、同年7月から15年3月までの期間は38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月から16年11月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人の場合、残業代の変動が激しいため、残業代を含めない低い額で届け出ている。」旨回答している上、平成5年9月から6年2月までの期間、7年1月から8年1月までの期間、同年3月から16年11月までの期間について、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年3月から同年12月までの期間については、上記賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致しているほか、申立人主張の報酬月額に基づく保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

また、当該賃金台帳によると、平成8年2月については、保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、当該月に係る保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらのことから、平成6年3月から同年12月までの期間及び8年2月については、標準報酬月額に係る記録の訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月21日から同年9月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成3年9月20日まで勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成3年分源泉徴収票及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

また、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人の平成3年6月におけるオンライン記録上の標準報酬月額（22万円）から算出される社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致しているところ、A社は、「平成3年分源泉徴収票の社会保険料控除額から、申立期間の厚生年金保険料を控除したと考えられる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、上記の源泉徴収票により保険料控除が認められることから、控除した保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和25年6月1日、資格喪失日は28年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から28年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間について、資格取得日は確認できるが、資格喪失日を確認できないとして、同社での加入記録は認められないとの回答を受けた。時期は覚えていないが、同社が解散したことにより退職した後、すぐにB社C工場で勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人が昭和25年6月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。しかし、同被保険者台帳には資格喪失日の記載が無い上、日本年金機構は、「A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は滅失したと思われる。」と陳述しており、同機構保管の資料から、申立人の同社における資格喪失日を確認することはできない。

また、A社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は見当たらず、同社及び役員の実在は不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

一方、申立人は、「A社を退職後、家族の生活を助けるため、すぐにB社C工場のD部門で日雇社員として勤務し、しばらくしてから同社で厚生年金保険に加入した。時期は記憶していないが、同社でE製品の製造が開始されたころ

に入社したことは確かである。」と陳述している。

また、B社C工場で申立人と同じD部門で勤務したとする同僚は、「私は、昭和28年3月にB社C工場に入社した。申立人は、日雇社員として、D部門の正社員で最後に入社した女性社員の後に入社しており、そのころにE製品製造が始まった。」と陳述しており、申立人の陳述内容と符合する。

さらに、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶するD部門の女性正社員のうち、最後に資格を取得した者の資格取得日は、昭和28年8月1日であることが確認できる（同人の前職での資格喪失日は、昭和28年7月31日であることがオンライン記録により確認できる。）。

以上のことから、申立人は、昭和28年8月からB社C工場で勤務したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和25年6月1日、資格喪失日は、申立人が同社を退職後すぐに勤務したとするB社C工場における申立人の勤務開始時期から、28年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年6月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B組織C支社）における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、高校を卒業後の昭和26年3月から正社員とし勤務し、同年4月から厚生年金保険に加入したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の陳述により、申立人が昭和26年4月1日からA社で正社員として勤務したことが推認できる。

また、複数の元従業員は、「A社では、正社員については試用期間が無く、入社してすぐに厚生年金保険に加入していた。」と陳述しているところ、申立人と同年に高校を卒業し、同時期に正社員としてA社に入社したとする元従業員及び昭和23年及び24年に正社員として同社に入社したとする元従業員二人は、いずれも、「私が入社した時期と厚生年金保険に加入した時期は一致している。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が41万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成6年10月1日から11年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、6年10月は41万円、同年11月から8年9月までの期間は36万円、同年10月から11年7月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月1日から11年8月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から11年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された給与明細書を提出するので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社での申立期間における標準報酬月額は、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間は41万円と記録されていたところ、同年11月22日付けで、同年10月1日の定時決定（26万円）が取り消された上、5年12月1日にさかのぼって26万円に引き下げされている。

また、元事業主及び同僚一人については、オンライン記録によると、平成12年2月24日付けで、8年10月1日にさかのぼって標準報酬月額を引き下げる旨の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給与明細書により、申立人は、平成5年12月から6年10月までの期間において、41万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、「平成11年に退職したときには、A社は厚生年金保険料を1年ぐらい滞納していた。」旨陳述しているところ、同社の元支店長は、「私が平成6年に退職したときは、会社の業績が悪かった。また、退職後に何度か同社の支店を訪れたが、社員は『経営が苦しい。』と言っていた。」と陳述しており、申立期間において同社は、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

なお、申立人は、申立期間においてA社の取締役であったことが同社に係る商業登記簿謄本により確認できるが、複数の元従業員は、「申立人はB業務担当であった。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、41万円に訂正することが必要である。

なお、平成6年10月1日以降の期間については、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた記録は無く、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年8月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成6年10月は41万円、同年11月から8年9月までの期間は36万円、同年10月から11年7月までの期間は34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は所在不明であり、同人から、納付したか否かを確認できないが、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年8月1日までの期間について、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないこと

から、当該期間について、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社の関連会社であるC社に異動した時期であるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の年金加入証明書、C社の賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社の関連会社に継続して勤務し（昭和53年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和53年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

私は、昭和44年7月に、A市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、毎月、台帳を持ってきていたA市の集金人に納付していた。

私は、1か月も漏らさず国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月にA市で申立人の夫と共に国民年金の加入手続を行い、毎月、台帳を持ってきていた同市の集金人に同年7月以降の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金の加入手続時期をみると、昭和50年6月5日に加入手続をA市で行っていることが、申立人及びその夫に係る同市の国民年金被保険者台帳から確認でき、申立内容と符合しない。また、申立人は、加入手続後に交付された国民年金手帳は現在所持している手帳（オレンジ色）であると陳述しているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和50年度ごろから交付が開始されていることから、昭和50年6月5日に加入手続を行ったことと符合する。

さらに、国民年金の加入手続時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から47年12月までの国民年金保険料は時効により制度上納付できず、48年1月から50年3月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は、過年度保険料を取り扱っていなかったA市の集金人に納付していたと陳述するのみである上、過去の未納保険料を一括納付した記憶が無いと陳述している。

加えて、A市は「平成14年3月まで集金人が存在したが、印紙検認方式の時代から納付書方式の時代を通じて、集金人が台帳を持参して国民年金保険料を徴収するような取扱いは無かった。」と説明しており、申立内容と符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、A市を管轄していた社会保険事務所（当時）が保管していた昭和43年1月10日から46年3月23日までの国民年金手帳記号番号払出簿を視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月並びに42年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月及び同年3月
② 昭和42年3月から44年6月まで
③ 昭和44年7月から50年3月まで

私の妻は、妻が20歳になった直後の昭和44年7月に、A市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、加入手続の時にさかのぼって納付し、申立期間③の保険料は、毎月、台帳を持ってきていたA市の集金人に納付した。

私は、1か月も漏らさず国民年金保険料を納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和44年7月にA市で申立人と共に国民年金の加入手続を行い、加入手続時に申立期間①及び②の国民年金保険料をさかのぼって納付し、毎月、台帳を持ってきていた同市の集金人に申立期間③の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金の加入手続時期をみると、昭和50年6月5日に加入手続をA市で行っていることが、申立人及びその妻に係る同市の国民年金被保険者台帳から確認でき、申立内容と符合しない。また、申立人は、加入手続後に交付された国民年金手帳は現在所持している手帳（オレンジ色）であると陳述しているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和50年度ごろから交付が開始されていることから、昭和50年6月5日に加入手続を行ったことと符合する。

さらに、国民年金の加入手続時点において、申立期間①、②及び③のうち、

昭和 44 年 7 月から 47 年 12 月までの期間の国民年金保険料は時効により制度上納付できず、申立期間③のうち、48 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は、過年度保険料を取り扱っていなかった A 市の集金人に納付していたと陳述するのみである上、過去の未納保険料を一括納付した記憶が無いと陳述している。

加えて、A 市は「平成 14 年 3 月まで集金人が存在したが、印紙検認方式の時代から納付書方式の時代を通じて、集金人が台帳を持参して国民年金保険料を徴収するような取扱いは無かった。」と説明しており、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、A 市を管轄していた社会保険事務所（当時）が保管していた昭和 43 年 1 月 10 日から 46 年 3 月 23 日までの国民年金手帳記号番号払出簿を視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から54年8月まで

私は、会社を退職後、子育てのため4年間は働いていなかったが、昭和51年ごろに、A市B出張所で国民年金の加入手続を行った。

私は、国民年金の納付内容及び当時の国民年金保険料額について詳細は、覚えていないが、納付書を使って、A市B出張所又は銀行で保険料を納付したと思う。

「ねんきん特別便」で私の納付状況を知り、昭和51年1月から56年4月までの未加入期間について記録を調べてもらったところ、「昭和54年9月から56年4月までの国民年金の納付記録が見つかったので、記録訂正します。」と連絡をもらったが、私は、どうしてこの期間だけ記録訂正されたのか分からず、今回記録訂正された「昭和54年9月から56年4月まで」以前に住んでいたA市で国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していた記憶があるので、私の申立期間の納付記録について、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろにA市B出張所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の手帳記号番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和54年9月にC市で加入手続を行っていることが推定でき、申立内容と符合しない。また、オンライン記録上、申立期間は国民年金の任意未加入期間となっていることから、行政においては申立人を任意加入被保険者として、取り扱っていたものと考えられ、同期間の国民年金保険料を納付することはあり得なかったと推認される。

さらに、申立人は、A市B出張所で国民年金の加入手続をした際に、国民年金手帳を受け取った記憶は無く、申立人から聴取しても加入手続時の状況及びその後の国民年金保険料の納付状況についての具体的な陳述が得られず、当時の状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性を確認するため、A市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管していた国民年金手帳記号払出簿の縦覧検索を行い、併せてオンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年11月まで国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年11月まで

昭和36年4月ごろ、自治会の副会長だった母親が、A市の当時の自宅に来た町内会又は婦人会の役員から国民年金に加入するように勧められ、その役員を通じて、私の国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間については、第一子が生まれたころ、母親が、「旧姓の国民年金手帳を使用して、毎月、自宅に集金に来る町内会若しくは婦人会の役員に国民年金保険料を納付しておいたよ。」と言ってくれ、私の年金手帳を受け取ったことを覚えている。

裁定請求手続時、私が所持していた国民年金手帳を見たところ、初年度検認記録欄（昭和36年度）に印紙が貼^はってあり、翌年度検認記録欄（昭和37年度）には8個の検認印が押してあったことを覚えている。

私は、年金手帳の翌年度検認記録欄（昭和37年度）に8個の検認印が押してあったことにより、申立期間については納付済みと思っていたのにもかかわらず、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろにA市で、その母親が国民年金の加入手続を行い、同市からB市に転居した37年4月から同年11月までの国民年金保険料も母親が納付していたと申し立てている。

申立人は、昭和37年5月*日にB市で婚姻し、A市からB市へ転居しているが、転居後すぐに母親から国民年金手帳を受け取っておらず、B市の国民年金担当係に氏名変更及び住所変更手続を行っていないと陳述していることから、申立人の母親がA市において引き続き申立人の国民年金保険料を納付していた可能性は否定できない。

しかし、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は高齢のため、当時の状況を聴取することができず、当時の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、年金裁定請求を行った平成 15 年当時まで所持していた国民年金手帳の昭和 37 年度印紙検認記録欄に 8 個の検認印が押されてあったことを記憶していると主張しているが、当時裁定請求により納付記録が訂正された事跡は無く、同手帳も存在しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 5 月まで

私は、夫から国民年金加入を勧められたことをきっかけに将来のことを考えて、A市役所で国民年金の加入手続をした記憶があるが、具体的な加入手続についての記憶は無い。私は、自身で国民年金保険料の納付をしていたと思うが、どのように納付していたかなどの納付状況等(納付場所、納付金額及び納付方法)について記憶に無い。私は、国民年金の任意加入手続について、自身で資格の喪失手続をした記憶は無く、当時、生活が苦しかった訳ではなく、申立期間について、保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、定期的に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人は昭和 57 年 10 月 15 日に国民年金任意被保険者資格を喪失し、59 年 6 月 23 日に同資格を再取得している記録が確認でき、申立人自身がA市において資格の喪失及び再取得の手続を行っていることが推定できる。

この場合、申立期間は記録上国民年金の未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況を記憶しておらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年2月まで

私が昭和38年4月ごろに、亡父が国民年金の加入手続をC組織でしてくれたと思うが、加入手続の状況について亡父から聞いたことは無い。

亡父は、加入以降、私が結婚する昭和42年2月までの国民年金保険料を自宅に来るC組織の集金人に納付してくれていたと思うがすべてを亡父に任せていたのでよく分からない。

亡父は同居していた姉が結婚する昭和37年11月までの国民年金保険料を納付してくれており、私についても結婚までの保険料を納付してくれていたと思うので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も、父親がC組織の集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年9月30日にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿等から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和44年4月1日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり制度上国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等を確認できない。

加えて、申立人は父親が申立期間の国民年金保険料をB市C組織の集金人に納付していたと主張するが、B市C組織では申立期間当時、このような取扱いは無かったと説明しており、申立内容と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による氏名検索を行ったほか、B市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4676 (事案 2735 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで

昭和36年4月ごろ、子供を出産し自宅にいたところ、A市役所より委託された人が国民年金の加入の勧誘に来たので、国民年金に加入した。同居していた妹は、国民年金制度発足当時から加入し、国民年金保険料をすべて納付しているが、妹に「将来のために国民年金に入った方がいい。」と勧めたのは私であり、一緒に手続をしたように思う。加入後の保険料は、父が3か月ごとに来ていた集金人に私及び妹の分を一緒に支払っていたはずであり、私も父と集金人とのやりとりを聞いていたこともある。

申立期間の国民年金手帳は、昭和40年7月に集金人が「これからこの国民年金手帳になるから。」と新しい年金手帳を持ってきた。その手帳も新しい手帳も私は大切に保管していたが、平成8年ごろ、B市役所国民年金課より手帳を全部持参するように通知があり、2冊目だけで今後は全部分かるからと1冊目を回収された。1冊目に納付記録のあった申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

平成21年6月12日付けで年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取ったが、申立期間の国民年金保険料を受け取った集金人の名字が「C」であることを思い出したので、改めて年金記録の訂正を求める申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妹の国民年金手帳記号番号が払い出された時期が昭和36年10月17日であるのに対し、申立人の手帳記号番号が払い出された時期が40年6月11日であることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の手帳記号番号の払出時点では申立期間のうち、37

年12月以前の国民年金保険料については制度上納付できないほか、38年1月から40年3月までの保険料は過年度納付しかできず、申立人が36年に国民年金へ加入し、加入後の保険料を現年度納付していたとする申立人の陳述に符合しないこと、また、申立人が所持する年金手帳の発行日は40年6月17日と記載されており、その昭和40年度国民年金印紙検認記録を見ると、昭和40年4月から同年7月までの欄に保険料を納付したことを示す検認印が無く、この点に関して申立人は、同年7月に年金手帳が新しいものに切り替わったためと陳述しているが、当時、申立人と同居し、かつ、同年8月及び同年9月の保険料を同一日に納付している申立人の妹の年金手帳を見ると、同年4月から同年7月までの欄に検認印が押されているほか、新手帳への切り替えは確認されず、申立人の年金手帳だけが切り替わったとするのは不自然であることから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料として、申立期間の保険料を受け取った集金人の名字が「C」である旨陳述しているところ、A市においては、集金人に関する資料が残っていないため、申立人が保険料を納付したとする「C」姓の集金人の存否を確認することはできず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から60年2月まで

私は、会社を退職した昭和50年12月ごろ、母が私の国民年金の加入及び納付について、遺産を残せない代わりに自分が代わって手続して納付しておいてあげる、と言われたことから、母が加入手続を行って以降、私が60年3月に再度厚生年金保険に加入するまでの間については、母が私の分の国民年金保険料を納付しているはずである。ところが、申立期間は未加入期間とされており、納得がいかない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

また、今般年金記録を調べる過程の中で、母の国民年金保険料の納付記録が昭和50年12月の保険料から始まり、その後、申立期間とほぼ重複する期間について納付されていると聞いたが、母には、この時期をもって母自身の納付を開始するような理由は無いはずである。そして、私に対して保険料納付を請け負っておきながら、自分の分だけ保険料を納付しているということもおかしい。このことから、もしかしたら、何らかの間違いで私の分の国民年金保険料が、母名義の納付記録に充てられ続けたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろに国民年金に加入し、以降、申立期間については、申立人の母親が国民年金保険料を納めていたとしているが、申立人の年金加入記録を見ると、オンライン記録には厚生年金保険及び共済組合の加入記録のみであり、国民年金に係る記録は見当たらない。

また、この点については、申立人の母親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているA市において、加入手続を行った場合に存在すべき、同市の国民年金被保険者名簿が不存在である状況と整合している。

この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付のいずれについても関与しておらず、申立人の国民年金に係る手続をすべて行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、申立人の加入及び納付をめぐる状況は不明である上、申立人の申立期間における保険料納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立内容の中で、申立人の母親の国民年金保険料納付済期間について、本来申立人自身の保険料として記録されるべきところを何らかの事情で申立人の母親の納付記録として錯誤され続けた可能性を示唆しているが、これについては、当人が昭和60年*月に60歳で亡くなった際、当該保険料の納付記録に基づいて、配偶者(申立人の父親)から死亡一時金の請求がなされ、これに応じて同年9月10日に一時金2万3,000円が支給されていることが特殊台帳から明確に確認でき、また、申立期間は111か月にも及び、これほど長期間、継続的に事務的過誤がなされることが考え難いことに鑑みると、申立人の母親についての保険料納付が、加入当初から一貫して、申立人の母親自身の保険料納付記録に対応するものとして認識されていたとすることに、不自然さは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年1月まで

私は申立期間当時、A社の臨時社員であったため、厚生年金保険に加入できなかった。母親に強く勧められ、制度発足当初から国民年金の加入手続を行い、月々の給料から母親に500円を渡し、その中から婦人会の集金担当者に国民年金保険料を納めてもらっていたはずであり、申立期間が未納で、かつ未加入とされていることには納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている加入者に係る被保険者資格の取得日から、昭和42年9月から同年12月ごろと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。また、申立人に係る特殊台帳、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によると、いずれの記録においても申立人の資格取得日は41年8月1日である旨記載されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間として取り扱われており、保険料が納付されたと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、制度発足当初から国民年金に加入し、母親が婦人会の集金担当者に国民年金保険料を現年度納付していたと主張するが、B市によると、地元婦人会による納付組織ができたのは制度が発足して3年後の昭和39年ごろとしており、申立内容とは一致しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行

い、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年3月まで

国民年金の加入手続を行ってくれた母親が亡くなっているので、はっきりとしたことは分からないが、私が結婚することになった時、「大事な手続だからやっておいてあげたから、納めていない部分は自分で納めなさい。」と言って、母親から年金手帳を受け取った。その後、私がA市B区役所で継続の手続を行い、未納分をまとめて納付した。年金手帳の資格の取得の欄に昭和37年8月29日と記載されているので、そこから母親が納めてくれていたはずであり、申立期間を納付済みと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身がA市B区役所で行った手続は継続の手続であり、母親が資格取得日のころに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納めてくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳によると、当該年金手帳の発行日は、同年2月13日と記載されていることが確認できることから、このころに、加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは一致しないととも、この時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、上記年金手帳によると、昭和41年度の国民年金保険料について、手帳発行日の直後である昭和42年2月26日に一括して現年度納付していることが確認でき、昭和42年度以降、定期的に納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行

ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から同年9月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月から同年9月まで

私は、夫が亡くなって以降、遺族厚生年金を受給していたことから、自分が60歳になるに当たって、自分自身の厚生年金を65歳から受け取るように手続をしておかなければと思い、平成13年6月に社会保険事務所（当時）に行き、自身の老齢厚生年金の請求手続をした。その際、年金相談窓口の職員から、60歳以降の厚生年金は掛け捨てになるので、国民年金に変更しなさいと言われた。その後同月中に市役所に行き、付加年金を含む国民年金と国民健康保険の加入手続を行うと同時に、同年6月から14年3月までの期間について、国民年金の定額保険料と付加保険料及び国民健康保険料を、市の窓口で一緒にまとめて納付した。

また、この手続に伴い、当時の会社に申出をしたが、平成13年6月分の社会保険料について給料から天引きされていたので返してもらった。

年金記録を確認したところ、申立期間が納付済みとされていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及び市の記録によると、申立人は平成13年5月31日に厚生年金保険の資格の喪失に伴い、国民年金の資格の取得を行い、同年6月29日に資格を喪失し、同年10月12日付けで高齢任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できる。この場合、国民年金の資格喪失日以降、高齢任意加入被保険者として資格を取得するまでは未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料及び付加保険料は納付できない。

また、高齢任意加入被保険者は、加入手続以前に、さかのぼって資格を取得することはできないことから、資格取得日に加入手続がなされたものと推認で

きるほか、このことは、オンライン記録において、申立人の老齢厚生年金の裁定請求日が平成13年10月5日であるとされ、同年10月22日に、強制加入期間である同年5月及び任意加入期間である同年10月から14年3月までの国民年金保険料を、一括納付されていることと整合することから、申立人は、13年10月5日に自身の老齢厚生年金の裁定請求手続を行った後に、高齢任意加入手続を行い、その時点で平成13年度中の強制加入期間及び任意加入期間についての納付書入手し、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

なお、オンライン記録によると、平成13年5月31日付け厚生年金保険資格の喪失に係る喪失届の事務処理が、同年6月5日になされていることが確認でき、この事務処理日以前に、社会保険事務所に訪れたとしても、老齢厚生年金の受給権発生前になることから、制度上、裁定請求手続は行えない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年8月まで

私が、昭和46年10月末にA事業所を買い取り、個人でB事業所として立ち上げてしばらくした後、時期は定かではないが区役所から国民年金に加入しなくてはならない旨の連絡があったのに応じて、国民年金の加入手続きを行い、その際に、区役所の窓口で同年10月までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付した。

それ以降、何度か納付を失念して区役所から連絡をもらったものの、B事業所を、昭和49年9月にC社とするまでの間は、自分で区役所に行き、おおむね定期的に国民年金保険料を納付したと思う。

ところが、納付記録を確認すると、申立期間について納付記録が無く納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月末以降、しばらく経過してから区役所で、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人に係るオンライン記録によると、申立人の公的年金加入記録は厚生年金保険の被保険者期間の記録のみであり、国民年金に係る記録は見当たらない。

また、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間当時の申立人の住所地においては、印紙検認記録方式によ

る国民年金保険料の収納が行われていたが、申立人はこの収納方法についての記憶は無いとしている上、加入手続時期及び保険料納付をめぐる記憶は曖昧であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年7月までの期間及び同年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年7月まで
② 昭和39年8月から41年3月まで

昭和36年又は37年ごろ、当時、私はA市で専門学校に通いながら、B業務に従事していたが、役所から来訪した女性集金人から国民年金への加入を勧められたことをきっかけに加入手続を行った。加入後はA市在住期間だけでなく、39年ごろにC市へ転入後も同様に集金人に国民年金保険料を納付していた。当時はまだ納付書を用いずに、おおむね3か月ごと150円程度の保険料を現金で納付していたと思うが、詳細についての記憶は定かではない。しかし、申立期間の保険料は確かに納付していたと思うので、調査の上、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年又は37年ごろ、A市で国民年金の加入手続を行い、それ以降、申立期間については集金人におおむね3か月ごと150円程度の保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年6月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該年金手帳の発行日は同年6月1日である旨印字されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは一致しないとともに、この時点では申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立期間①の一部及び②については、国民年金保険料を過年度納付することはできるが、A市及びC市によると、申立期間当時、集金人は過年度保険料を徴収していなかったとしていることから、申立期間の保険料を集金人に

納付していたとする申立人の主張は、当時の両市の徴収制度と一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年12月まで

在日外国人も国民年金に加入できると聞いたので、昭和59年1月に、母が区役所で、両親と私たち夫婦に係る家族4人分の加入手続きを一緒に行ってくれた。その後すぐに、57年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付できる旨の通知が届いたので、母が、まず両親の分を申請し、送付されてきた納付書でそれぞれ10数万円の保険料を銀行で一括して納付した後、私の分についても申請し、送付されてきた納付書で同様に10数万円の保険料を一括納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月に、申立人の母親が申立人の両親及び申立人夫婦の家族4人分に係る国民年金の加入手続きを一緒に行い、まず両親の国民年金保険料をそれぞれ57年1月までさかのぼって一括して納付した後、申立人に係る申立期間の保険料についても一括納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の両親及び申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人は昭和59年1月に払い出されているところ、父親は61年11月、母親は63年2月、妻は同年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、それぞれ異なる時期に国民年金の加入手続きが行われており、申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入手続き後すぐのころに、まず、昭和57年1月までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付したとする申立人の両親のオンライン記録を見ると、両親共に申立期間は保険料の未納期間となっているほか、父親については、父親の国民年金手帳記号番号が払い出された61年11月当時に

において、時効が完成する前の59年10月から61年3月までの過年度保険料を納付するとともに、母親については、母親の手帳記号番号が払い出された63年2月当時において、時効が完成する前の60年10月から62年3月までの過年度保険料を納付していることが確認できる。したがって、加入後すぐのころに、それぞれ一括して納付したとする両親の保険料は、これらの過年度保険料であるとみるのが自然である上、申立人に係る申立期間の保険料は、両親の分を一括して納付した後に、納付してくれたとしていることを踏まえると、両親の上記いずれの納付時期後においても、申立期間は、申立人及びその両親共に、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が時効にかからず、申立人の母親が、当該期間の保険料について、申立内容のとおり、申立人の両親の分を一括して納付した後に、申立人の分を納付するためには、特に両親に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、両親及び申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から63年3月まで

私は、夫の両親から、夫も国民年金に加入するので一緒に加入したほうが良いと勧められ、昭和59年1月に、夫の母が区役所で、夫の両親と私たち夫婦に係る家族4人分の加入手続を一緒に行ってくれた。

それ以来、夫婦の国民年金保険料は、口座振替により一緒に納付してきたのに、申立期間は、夫が納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月に、申立人の夫の母親が、夫の両親及び申立人夫婦の家族4人分に係る国民年金の加入手続を一緒に行い、それ以来、夫婦の国民年金保険料を口座振替により一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人の夫は、申立期間の開始月である昭和59年1月に払い出されているが、申立人については、申立期間の最終月である63年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。したがって、申立期間の国民年金保険料は、基本的に夫と一緒に口座振替により納付することができないものと考えられるほか、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、60年12月以前の期間は、制度上、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかからず納付が可能な期間の保険料については、そのうちの62年3月以前は過年度保険料であり、同年4月以降の現年度保険料を含めて、加入時にさかのぼって納付する必要があるところ、当時、家族の保険料を管理していたとする夫の両親は、申立人の保険料に関しては、さかのぼって納付したことは無いと陳述している。

また、申立人の夫の母親が、申立内容のとおり、昭和 59 年 1 月に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続を一緒に行い、申立期間の国民年金保険料を夫と一緒に口座振替により現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は 4 年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人夫婦に係る区の国民年金被保険者名簿を見ると、それぞれの国民年金保険料の口座振替依頼日は、夫は昭和 62 年 4 月 6 日であるが、申立人については、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた時期の 63 年 4 月 20 日となっている上、その口座番号は夫と同一であることが確認できるとともに、申立期間直後の同年 4 月以降は、夫婦共に保険料を現年度納付していることを踏まえると、夫婦一緒に保険料の口座振替が開始されたのは、申立人の加入手続直後であるとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成6年3月に前妻と離婚し、同年4月初めにA市からB市C区へ転入した。転入後の同年6月ごろに国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたが、同年5月に自己破産申請を行っていたことから、当該納付書を区役所に持参の上、保険料を納付できないことを説明し、1年間だけ保険料の納付を免除してもらったように思う。

申立期間が国民年金保険料の免除期間では無く、未納期間のままとされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月初めにC区へ転入後、同年6月ごろに送付されてきた国民年金保険料の納付書を区役所に持参して、申立期間の保険料を免除してもらったように思うと申し立てている。

そこで、申立人に当時の状況について事情を聴取したところ、転入時には、転入届と一緒に、国民健康保険は必要なので手続きしたことを覚えているが、国民年金に関する手続きについての記憶は定かでは無いとし、書類関係はすべて前妻が管理していたことから、離婚後は手元に資料が何も無い状態であり、転入時及び免除申請当時は年金手帳を所持していなかったとしているほか、国民年金の免除承認通知書を受け取った記憶も、免除承認期間の過ぎた申立期間後において、転入時に国民年金の住所変更手続きをしていたならば送付されてくるはずの国民年金保険料の納付書が送付されてきた記憶も無いと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、平成6年6月ごろに国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間に係る平成6年度の保険料を免除承認されていた場合、翌年の平成7年12月に自己破産決定がなされていることなどを踏まえる

と、翌年度である平成7年度についても、引き続き免除申請を行った上、保険料を免除されるものとするのが自然であるところ、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の同年度以降も保険料の未納期間となっている。

さらに、B市によると、申立期間当時において、4月初めに転入手続を行った場合の国民年金保険料の納付書は、基本的に翌月の5月に当該年度分がまとめて送付されるとし、国民健康保険料の納付書については、6月以降に保険料額決定通知書と一緒に送付されるとしていることなどから、申立人が、平成6年6月ごろに自宅に送付されてきたとする納付書は、国民健康保険料額決定通知書及び同納付書であったものとみても不自然ではなく、この場合、申立人が保険料の納付を免除してもらったとする記憶は、同決定通知書等を区役所に持参し、国民健康保険料の納付を免除承認された記憶である可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年4月まで

私は、大学を卒業後、昭和46年4月から会社に就職する前月の48年4月まで、父の家業を手伝っていた。そのころ、兄が私に「父は、おまえにだけ国民年金を掛けてくれていた。」と何度か言っていたことがある。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、すべて父が行ってくれていたもので、私には詳しいことは分からないが、兄が根拠も無くそんなことを言うはずがない。

申立期間に納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月15日に払い出されているが、備考欄に「取消」の表示が確認できるとともに、申立人のオンライン記録によると、当該手帳記号番号は、無効となっているほか、申立人の基礎年金番号により、平成15年7月16日に初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の所持する昭和44年12月発行の国民年金手帳を見ると、昭和44年度以降、申立期間を含むすべての印紙検認記録欄に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が認められないほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性についても、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行って来ていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の加入をめぐる事情及び納付状況については不明であるとともに、父親が申立人にだけ保険料を納付してくれていたと言っていたとする申立人の兄に対して、申立人自身が改めて当時の状況を確認したところ、兄も高齢のため、当時の記憶については曖昧であったと陳述している。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

時期ははっきりと覚えていないが、結婚が決まったことを契機に、自分自身で区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。

その際、過去の未納期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付できることを教えてもらったので、2年分の保険料を一括して納付した。

当時、私はC組織の専任職員だったので、顔見知りの年金課の男性職員に用意したお金を渡して納付してもらったが、領収書はもらわなかった。

国民年金保険料額については、はっきりとは覚えていないが、私にとっては高額で、結婚資金の一部から用立てたことを記憶しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和50年5月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

しかし、申立人は、国民年金の加入手続後に申立期間の国民年金保険料を区役所職員に手渡して、過年度納付したと申し立てているが、区役所では、通常、過年度保険料を収納しておらず、申立内容と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

さらに、申立人は、顔見知りだったとする男性職員の名前及び納付金額について記憶しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から41年3月まで
国民年金の加入については、自分自身は全く関与しておらず、多分父が手続をしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付についても、自分自身は全く分からないが、自宅に集金人が来たことを見た記憶は無いため、多分父が、自分達夫婦分と一緒に、区役所の窓口で納付していたのだと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和36年6月6日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直前の昭和36年4月から同年8月までの期間については、印紙検認が行われているものの、申立期間については、印紙検認の記録は無い。

また、昭和36年度から40年度までの印紙検認台紙は、昭和41年になって、A市B区から転居した同市C区において切り取られていることが、割り印によって確認でき、この台紙切取時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していた事情は認められない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、申立人が申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年1月まで

平成5年*月に弟が20歳になったので、母が、A市B区役所に行き、それまで国民年金に加入していなかった私と弟の二人分の加入手続を一緒にしてくれたはずである。

母は、加入手続を行った後、弟の国民年金保険料と一緒に、資格の取得時までさかのぼって納付しようとしたが、時効の関係で平成3年*月から同年8月までの保険料は納付できず、それ以降の2年分を納付してきたと話していたのを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月に母親がA市B区役所において、弟と二人分の国民年金の加入手続をしてくれたと申し立てている。

しかし、申立人及びその弟の所持する年金手帳を見ると、平成6年2月3日に加入手続が行われたことを示すゴム印が押されている上、オンライン記録における前後の国民年金手帳記号番号の状況からみても、申立人及びその弟に係る手帳記号番号の払出時期は、同年2月ごろと推認されることから、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、平成6年2月28日付けで納付書が作成された記録があり、申立期間直後の4年2月から5年3月までの期間の国民年金保険料について、6年3月30日付けで過年度納付していることが確認できることから、当該納付書により、納付可能な時期までさかのぼって納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付できなかったものとするのが相当である。

さらに、申立人の弟のオンライン記録を見ると、20歳到達時の平成5年*月から6年3月までの国民年金保険料について、同年2月7日付けで現年度納付しており、申立期間の保険料を5年*月に弟の保険料と一緒に納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親の記憶も曖昧であるため、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年1月まで

私は昭和43年9月に父の事業を継承して、個人事業主となった際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、自らA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付については、毎月従業員が銀行へ納付書を持って行き、納付してくれていたはずである。

申立期間当時は、商売も順調でお金には困ってもおらず、個人事業所が法人化するまでは、国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月に、自身で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は認められない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、A社会保険事務所において、国民年金の加入手続を行ったとしているものの、当時、同社会保険事務所では国民年金の加入手続に係る事務は行っておらず、陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の住所地を管轄する各社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は6年5か月に及んでおり、これほど長期間にわたって

国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料納付を担っていたとする当時の従業員は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年3月までの期間、50年10月から同年12月までの期間及び58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から41年3月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで
③ 昭和58年7月から同年9月まで

申立期間①については、中学を卒業後、父の弟が経営する商店に勤務していた時、店主である叔父が国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間②及び③については、昭和48年に独立した際、叔父から、これからは自分で支払うように言われ、妻の分と一緒に、口座振替により納付したはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務先の店主である叔父が、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に職権により払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時、A市では昭和6年4月1日以前に生まれた者については、年金受給権を確保することが必要なことから、国民年金手帳を送付する際、過年度納付書を同封するように取り扱

っていたが、昭和19年*月生まれの申立人にはその必要は無いことから、当該過年度納付書が送付されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に一切関与しておらず、昭和48年に独立した際、叔父から国民年金手帳を引き継いだものの、申立期間①の保険料納付方法、納付時期及び納付金額については聞いていないと陳述している一方、叔父は既に他界しており、その妻である叔母も現在療養中のため、申立期間①の保険料納付をめぐる事情について具体的な陳述を得ることができなかった。

一方、申立人の申立期間②及び③の国民年金保険料については、口座振替により夫婦二人分を納付し、別途、区役所、社会保険事務所又は金融機関で納付したことはないとし立てているところ、特殊台帳を見ると、昭和50年度の備考欄に、社会保険事務所（当時）から申立期間②に対し未納催告が行われた事跡がある。

また、特殊台帳を見ると、申立期間③の国民年金保険料については、一緒に納付していたとする妻も未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 17 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したか否かは分からないが、受け取っていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の申立てに係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年5月21日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保存されており、申立人名義の署名及び押印が確認できる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人は、申立期間前の被保険者期間（48 か月）について脱退手当金を受給しており、その際、脱退手当金については事業主から十分な説明を受けたと陳述している。

なお、申立人は、前述の裁定請求書において、申立てに係る脱退手当金が住所地に近いD銀行E支店で隔地払いされたと記載されていることについて、も

つと住所地に近いF銀行G支店が隔地払いの金融機関とされていないのはおかしいと申し立てているが、申立人と同一の丁目に住所地のある別の従業員の支払金融機関もD銀行E支店と記載されており、不自然なものとは考えられない。

このほか、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月1日から39年3月21日までの期間、56年7月31日から同年12月30日までの期間及び59年2月26日から60年11月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の、申立期間のうち、昭和55年11月25日から56年7月31日までの期間における厚生年金保険の記録について、被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から39年3月21日まで
② 昭和55年11月25日から56年12月30日まで
③ 昭和59年2月26日から60年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、父親の紹介でA社に昭和38年4月1日に入社し、B業務に従事していた。申立期間②は、C社が56年12月末に倒産するまで勤務した。申立期間③は、D社で60年11月末までE業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和38年4月1日から勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が同時期に入社したとする同僚は、「私は、昭和39年3月に入社した。申立人も同時期に入社したと思う。」と陳述しており、同人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の記録と同一日の昭和39年3月21日である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会しても申立人を覚えている者はおらず、申立

期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和59年6月25日までD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、同僚の名前を覚えていないため、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが申立人を覚えている者はおらず、雇用保険加入期間以外の期間について、申立人の勤務は確認できない。

また、申立人と同じE職であったとする元従業員の一人は、「E職社員は4人から5人であり、長期間勤務していた者は名前を覚えているが、申立人の名前は覚えていない。」としており、申立期間当時の総務部長も、「申立人のことは覚えていない。E職社員は出入りが激しく短期間勤務の者が多かった。」と陳述している。

このほか、申立期間①及び③に係る保険料控除についての申立人の記憶は曖昧であり、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、C社（昭和55年6月21日に、F社に改称）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の同事業所における資格喪失日は、当初、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同一日の昭和56年7月31日と記録されていたが、その後、55年11月25日に遡及して訂正（処理日は不明）されていることが確認できるところ、申立人の雇用保険加入記録は、申立期間中の56年4月30日まで有ることが確認できる。

しかし、F社に係る商業登記の記録を見ると、申立人は、同社設立の昭和55年6月*日から役員退任の56年7月20日まで同社の代表取締役であったことが確認でき、さらに、当該役員退任の登記が61年1月30日に行われていることから、申立人は、同日まで同社の代表取締役であったと推認される。

また、申立人は、「時期及び金額は覚えていないが、会社の経営が苦しくなり、保険料を滞納していた時期が一時期あったと思う。」と陳述している。

さらに、申立人は、「F社は昭和56年12月まで稼動していたので、同年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくし、被保険者資格の遡及訂正を行った記憶は無い。」としているものの、「G業務関係の責任者は私で、会社の印鑑も私が持っていた。」と陳述していることから、申立人が、F社の代表取締役として、自身の被保険者資格の喪失日の遡及訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務

を執行する責任を負っている代表取締役として自らの厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月 31 日から同年 12 月 30 日までの期間については、申立人は、同期間も F 社に継続して勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、また、同社は、同年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており当該期間は適用事業所ではないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月30日から同年10月1日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。船員手帳の雇入年月日は昭和24年6月30日となっているので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の船員手帳を見ると、申立人のB船(船舶所有者はA社)における雇入年月日は昭和24年6月30日、雇止年月日は25年3月25日と記載されていることから、申立人が申立期間にB船で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人及び元従業員の1人は、「B船の乗員は10人ぐらいであった。」としているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間に加入記録の有る者は5人である上、そのうち2人については、申立人が「自分より先にB船に乗船していた。」と陳述しているにもかかわらず、資格取得日は申立人と同一日である。

また、申立人提出の船員手帳において申立期間におけるB船の船長として記録されている者は、前述の被保険者名簿において申立期間に氏名は無く、オンライン記録を見ても、申立期間における船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月ごろから23年11月5日まで

厚生年金保険及び船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(昭和22年6月にB社に社名変更)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社にはE職として入社し、退職するまでは船員としても勤務した。同社が増資し、社名をB社に変更した昭和22年6月当時に社員報奨として受け取った同社の株券を所持しているので、申立期間について厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び申立人から提出された株券の記載内容等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、B社が厚生年金保険又は船員保険の適用事業所となった日の記録は確認できないものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号1番の者の資格取得日が昭和23年11月5日であることから、同社は同日に厚生年金保険の適用事業所となったと推認され、申立期間は適用事業所ではない。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務したとするC県内において、申立期間にD社、A社及びB社が厚生年金保険及び船員保険の適用事業所となった記録は確認できず、ほかに該当すると考えられる事業所も見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が同期入社したと陳述してい

る同僚二人のうち一人の氏名は見当たらず、もう一人の資格取得日は申立人と同日の昭和23年11月5日であることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における保険料控除に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、このほかに当該保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険又は船員保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことを知った。同社には、昭和 45 年 4 月まで勤務し、病気でいったん退職後、48 年 4 月に再入社し 52 年 3 月まで勤務したのに、再入社後の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務しC業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の全部又は一部分についてA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社から提出された申立人に係る労働者名簿には、申立期間前の被保険者期間を含む昭和 44 年 9 月 8 日から 45 年 4 月 26 日までの期間の雇用記録しか確認できないところ、同社の代表取締役（申立期間当時の事業主の妻）は、「過去に正社員として雇用した者全員の労働者名簿を保管しているが、申立人に係る名簿は提出したものしかない。」旨陳述している。

また、雇用保険の記録を見ると、申立人は、上記労働者名簿に記録が有り、厚生年金保険加入記録も有る期間については雇用保険の記録が確認できるが、申立期間の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、複数の同僚及び元従業員が、申立期間当時のA社の従業員数について6人から10人であったとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は最大でも7人である上、申立人及び複数の同僚が勤務していたと陳述している者の加入記録が同名簿に見当たらないことから、申立期間当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社ではB業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書から、申立人が申立期間にC職として同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社が保管する日々C職採用記録から、申立人は週 24 時間勤務で雇用されていたことが確認できるところ、同社の総務担当者は、「申立人は、C職として週 24 時間勤務だったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

また、健康保険及び厚生年金保険の被保険者要件は、1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者とされているところ、申立人の労働条件は、前述のC職採用記録によると、週 24 時間勤務（同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間は週 40 時間勤務）とされており被保険者要件（1週当たり 30 時間以上勤務）を満たしていなかったと考えられる。

さらに、申立期間より1年前であるが、申立人と同様に週 24 時間勤務であった同僚も、当該勤務時期の厚生年金保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 63 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は同社でB業務従事者及びC業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月 1 日から 63 年 4 月 20 日まで、A社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の取締役は、「申立期間当時、申立人は見習いであった。本人から、『給与も少ないので、しばらくは自分で国民健康保険に加入する。健康保険及び厚生年金保険料の控除をしないでほしい。』という意思表示があった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 61 年 9 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社の経理事務を担当していた元同僚は、「申立人の保険料控除については、よく覚えていない。」と陳述しており、申立人が記憶する別の同僚も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できないことから、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、A社は、平成 16 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、人事関係資料及び社会保険関係資料はすべて廃棄したとしているため、同社から申立人の保険料控除の状況等を確認することもできない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、平成 10 年 2 月 26 日に正社員として入社したので、入社直後に厚生年金保険被保険者資格を取得していないとおかしい。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を見ると、申立人の資格取得日は平成 10 年 6 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同記録により、申立人の健康保険被保険者証が同年 6 月 3 日に交付されていることも確認できる。

また、A社は、「申立期間当時のことは分からないが、当社では現在、従業員を、雇用保険については入社後すぐに加入させているものの、厚生年金保険については3か月の試用期間経過後に加入させている。これは以前から続けている慣習的な取扱いだと思う。」としているところ、雇用保険の加入記録を確認できた元従業員3人は、申立人と同様に、雇用保険に加入した3か月程度後に厚生年金保険に加入していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、元従業員の一人は、「入社後3か月程度の試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しており、別の元従業員も、「私は平成9年4月に厚生年金保険に加入しているが、入社時期は冬だったと思う。」と陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時も、従業員を入社後3か月程度たってから厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、A社は、「申立期間当時の保険料控除などが分かる関係資料は残っていないが、申立人が厚生年金保険に未加入であった期間に係る給与から保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7540 (事案 3931 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から25年10月まで
② 昭和29年2月から同年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、これらの期間について年金記録確認第三者委員会へ年金記録訂正の申立てを行ったが、申立てに係る事業所における勤務及び保険料控除が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間①に勤務したA社には、尊敬する恩師の紹介で入社したので、同社で厚生年金保険に加入してないはずはない。また、申立期間②に勤務したB社は、特別に見習期間無しで入社したので、入社後すぐに厚生年金保険に加入したはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった、ii) 申立期間②については、申立人のB社における勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が作成した「上申書」等の資料を提出して、申立期間に申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月 1 日から同年 12 月まで
② 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①、及びB社で勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、系列企業である両社で継続して勤務していた。同じ職場で勤務していた妻には加入記録が有るのに、私には加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録における申立人の申立期間に係る離職日は昭和 49 年 6 月 30 日であり、厚生年金保険の記録と符合する。また、A社の元事業主は、「申立期間当時は、C業務及びD業務については厚生年金保険に加入させていた。申立人のようなE職については、入社当初は固定給で厚生年金保険に加入させるが、入社後約2か月で歩合給に変わる時からは厚生年金保険に加入させていなかった。また、厚生年金保険に加入させていない期間の給与から保険料を控除することは無かった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に4か月以上の被保険者期間が有る者11人に照会し7人から回答を得たが、その全員が、自身の職種はC業務又はD業務であったとしている。

さらに、申立期間当時にA社でE職として勤務していた者は、「A社では2

年間ほど勤務したが、E職は完全歩合給制であり、厚生年金保険に加入した期間は短かった。厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、同社に勤務しながら国民年金保険料を納めた。」と陳述しているところ、同人の厚生年金保険加入記録は2か月（昭和48年4月3日から同年6月1日まで）であり、資格喪失後は国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人に係る備考欄には、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が有るほか、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となるのは、昭和50年10月1日であり、申立期間のうち同日より前の期間は適用事業所ではない。

また、B社の元事業主は、「申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人の勤務実態等は不明である。」としており、同人から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和50年10月1日に被保険者資格を取得している元従業員に照会し聴取できた7人のうちの2人は、「申立人は覚えているが、B社が入居していた建物には複数の関連会社が入居していたので、申立人がいつ同社に移籍したかは分からない。」としており、ほかの5人は申立人を覚えていないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況を確認することもできない。

加えて、雇用保険の記録における申立人のB社での資格取得日は昭和51年3月21日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7542 (事案 3731 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から27年1月1日まで
② 昭和27年1月から同年7月ごろまで

昭和54年8月に厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①について、A社における加入記録が有るとの回答をもらった。しかし、平成19年に再度照会したところ、申立期間①の加入記録はB社における記録であり、A社の加入記録は、昭和27年8月1日から28年12月31日までの期間であると変更されたので、社会保険事務所に対して不信感を持った。

また、私は、申立期間当時、C社、B社及びA社の順に勤務したと記憶している。しかし、C社での加入記録が無いので、B社での加入記録が有る前の昭和24年11月から25年12月までの期間について年金記録確認第三者委員会へ年金記録訂正の申立てを行ったが、私が勤務したC社が厚生年金保険に加入していた記録は確認できず、さらに、社名が似ており、同僚の記録も有るD社についても、勤務していたことが確認できないとして申立ては認められなかった。

そこで、今回は、B社での加入記録のある申立期間①をC社での勤務期間、加入記録の無い申立期間②をB社での勤務期間として申し立てるので、申立期間の年金記録を、私の主張するとおりに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、C社については、D社に係る申立てとして、事業所、事業主及び同僚等から同社における申立人の勤務実態が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、i) 勤務した事業所の名称はC社である、ii) 同社での勤務期間は昭和26年2月1日から27年1月1日までであると主張し、オンライン記録において、現在、同期間がB社に係る加入期間とされているのは誤りであると申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするC社は、社会保険事務所における事業所整理記号番号払出簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い。

また、申立人が、C社において先輩であったとする者は、同事業所に勤務したことは無いと陳述しており、同人の年金記録を見ても、申立期間のうち、昭和26年4月18日まではE業種関係ではない別の事業所で、同年6月1日からはB社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人がC社において同僚であったとする別の二人も、申立期間にはB社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人が、申立期間にC社で勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人のB社に係る被保険者期間は、昭和26年2月1日から27年1月1日までと記録されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、B社は、社会保険事務所において事業実態の無い事業所と判断されたことにより、昭和27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所ではないところ、申立期間前に同社で被保険者記録の有る複数の従業員は、「昭和26年の年末ごろに、事業主から経営状態が悪い旨告げられ、次の勤務先を紹介された。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月6日から29年5月3日まで

私は、昭和27年10月6日から30年10月25日まで「A社」に勤務した。しかし、退職したときには、会社名が「B社」となっていた。厚生年金保険の被保険者期間が「B社」において、29年5月3日から30年10月25日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社し、その事業所名の看板の前で写した写真もあるとしているものの、当時の事業主の被保険者記録を見ると、昭和25年7月31日まではA社で、同年8月1日以降は、B社での記録となっている。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保存されておらず確認できないため、日本年金機構Cブロック本部D事務センターに照会したところ、「これら両事業所は、名称変更したものである。」としていることから判断すると、申立期間当時の適用事業所名は「B社」であったものと考えられる。

しかし、当時の事業主は、「会社は破産し、資料は残っていないので、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった。当時は、臨時雇用の期間を経て正社員となったときから厚生年金保険に加入させていた。その臨時雇用の期間の保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録は、B社において申立人とほぼ同期間の昭和29年5月4日から30年10月22日までとなっているところ、当該同僚に事情照会したものの、回答を得られなかったため、当時の事情を明らかにすることはできなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に

被保険者記録の有る同僚 260 人のうち、所在の判明した 51 人に事情照会し、申立人と同質業務をしていた 4 人を含む 20 人から回答を得たものの、いずれも申立人を覚えておらず申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。
申立期間にA社(現在は、B社)C支店でD業務をしていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚であったとして名前を挙げた同僚は、「申立人とA社C支店で一緒に勤務した記憶が有る。」としていることから、期間は特定できないものの、申立人の同社における勤務が推認できる。

しかし、当該同僚は、「申立人の在職期間までは覚えておらず、また、保険料控除に係る記憶も無い。」としている。

そこで、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある20人を抽出し、連絡先の判明した3人に照会し、2人から回答を得られたものの、いずれも申立人に係る記憶は無いとしており、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は明らかとならなかった。

また、申立人が名前を挙げた上記同僚は、「私は、昭和21年春ごろ(5月又は6月)に入社したと記憶しているが、厚生年金保険の加入はその約1年4か月後となっている。」と陳述し、回答のあった上記同僚の一人は、「私は、昭和21年に入社したが、厚生年金保険の加入は22年10月からとなっている。」と陳述していることから判断すると、A社C支店では、当時従業員を採用後直ちに厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったものと推認される。

さらに、B社では、昭和23年12月31日以前の退職者に係る人事台帳は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるとしてい

る。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から 57 年 1 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 54 年 2 月から 57 年 1 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 54 年 1 月 1 日から 56 年 12 月 30 日までA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和 57 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるほか、所在が確認できた元役員に照会を行ったものの、回答が得られなかったため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金（昭和 56 年 1 月 * 日設立）提出の同厚生年金基金設立時における資格取得届には、申立人の氏名は記載されておらず、同厚生年金基金は、「申立人の資格取得届は、当厚生年金基金に提出されていないと考えられる。」と陳述している。

さらに、当該資格取得届を見ると、社会保険事務所による確認印が押されていることが確認できるところ、B厚生年金基金は、「当該確認印は、社会保険事務所において当厚生年金基金加入者と厚生年金保険被保険者が一致していることが確認されたことを証するものである。」と陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、

控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月から同年 6 月 10 日まで
② 昭和 28 年 9 月 28 日から 31 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 28 年 1 月から 31 年 5 月まで勤務し、B業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員 33 人のうち所在が判明し聴取することができた 3 人中 1 人は申立人を記憶しているものの、申立人の入社時期は記憶しておらず、その他の 2 人は申立人を知らないとしているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、自身の入社時期を記憶しているとする元従業員は、「私は、学校卒業後の昭和 29 年 3 月からA社で勤務したが、入社後約 1 年半経過してからしか厚生年金保険の加入記録が無い。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和 39 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していないほか、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る79人のうち所在が判明し聴取することができた10人中1人は申立人を記憶しているものの、申立人の退職時期は記憶しておらず、その他の9人は、いずれも申立人を知らないとしているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、当該9人のうちの1人は、「私が昭和30年1月ごろに入社した当時、B業務担当の男性社員は1人のみであり、申立人とは別人であった。」と陳述している。

さらに、上記のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年から31年まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、昭和28年から31年まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所は、昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人提出の写真に写った同僚のうち、申立人が氏名を記憶している二人は所在不明であり、同僚から、申立人の勤務実態等を確認できないほか、当該二人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社は、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、同事業所等から、申立人の勤務実態等を確認できない。

なお、前述の被保険者名簿において、A社が適用事業所となった昭和32年3月1日に資格を取得している元従業員7人のうち、所在が判明し聴取することができた2人は、いずれも申立人を知らないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 40 年 6 月から B 業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚のうち、所在が判明し聴取することができた一人は、申立人を記憶していないほか、申立人はその他の同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在は不明であるため、同僚から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた 18 人中 1 人は、申立人を記憶しているものの、申立人の入社時期は記憶しておらず、その他の 17 人は、申立人を記憶していないため、これらの者からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が資格を取得した日と同一日の昭和 41 年 6 月 1 日に A 社で資格を取得した者が 115 人いることが確認できるところ、このうち所在が判明し聴取することができた 8 人は、いずれも、「私は、昭和 41 年 6 月 1 日に同社で資格を取得した。同社では、同日から D 業務従事者、B 業務従事者等を厚生年金保険に加入させるようになった。」と陳述している。

加えて、A 社の事業を継承する C 社は、「申立期間当時の人事記録等の資料

は保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月ごろから3年6月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成元年1月ごろから3年6月ごろまで勤務しており、社会保険料控除額が記載された平成2年分確定申告書(控)を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが認められる。

しかし、申立人提出の「労働者災害補償保険療養・休業補償給付等支給決定通知」を見ると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月14日から同年12月31日まで休業補償給付を受給していることが確認できる。

また、B市の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和59年5月20日から平成12年4月2日まで、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人提出の平成2年分確定申告書(控)を見ると、同年に19万2,000円の社会保険料控除があったことが記載されているが、上記のとおり、申立人は申立期間に国民健康保険に加入しているほか、当該確定申告書(控)において配偶者控除の対象となっている申立人の妻は、同年の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できるため、当該社会保険料控除額の記載からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立期間当時、厚生年金保険法において、満65歳到達時に被保険

者資格を喪失する旨が規定されていたところ、申立人は、平成3年*月*日に満65歳に到達していることから、申立期間のうち、同日以降の期間については、厚生年金保険の被保険者となることができない(オンライン記録によると、申立人は、昭和61年*月に通算老齢年金の受給権を取得しており、平成3年*月*日以降は、高齢任意加入被保険者となることもできない。)

また、A社は、平成8年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立人に係る保険料控除の状況についても記憶していない。」と陳述しているため、同社等から、申立人に係る保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月10日から28年3月まで
② 昭和28年4月から32年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、また、D社で勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社B工場には昭和22年11月から28年3月まで勤務し、D社には同年4月から32年3月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社B工場は、昭和27年10月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶する同僚のうち、所在が判明し聴取することができた3人は、いずれも申立人がA社B工場を退職した時期を記憶していないほか、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた9人は、いずれも申立人を記憶していないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社の事業を継承するC社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和26年2月10日付けの

資格の喪失に併せて健康保険被保険者証が返納されたことを示す「返」の字が記載されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が名字のみを記憶する同僚4人のうち2人は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同姓の被保険者記録を確認できるものの、このうち1人は既に死亡しており、ほかの1人は聴取を行ったが、申立人を記憶していない。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた4人は、いずれも申立人を記憶していないため、同僚等から、申立人のD社における勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚4人のうち2人は、D社において被保険者としての記録は見当たらないほか、申立期間に同社で被保険者記録が有る元従業員の1人は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員がいたと思う。」と陳述していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

加えて、D社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 42 年 2 月から 44 年 6 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、昭和 43 年 8 月 5 日から 44 年 7 月 29 日まで、申立人がA社で勤務したことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶する同僚二人は、オンライン記録において、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和 46 年 4 月 1 日に同社で資格を取得している元従業員の一人は、同年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが同人に係る国民年金の特殊台帳により確認できるところ、同人は、「A社では、昭和 46 年 4 月ごろから厚生年金保険料の控除が始まったと思う。」と陳述している。

加えて、A社が商号変更したB社は、昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であるため、同社等から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。